

第1日

平成25年12月5日（木）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。

これより平成25年第5回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

11番富田栄一議員

12番桑野博明議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から、議案24件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第5回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、補正予算について6件、条例の一部改正について8件、計画の策定について1件、財産の取得について4件、交通事故による損害賠償について1件、市道路線の認定の承諾について1件、市道路線の認定について1件、指定管理者の指定について2件、合計24件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

それでは、最初に、補正予算6件について説明申し上げます。

第91号議案平成25年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税に係る税率の改定に伴う債務負担行為の変更等のほか、災害復旧経費、身体障害者更生医療費、絶滅危惧種保全事業、職員の人事異動に伴う人件費、その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は、歳入

歳出それぞれ2億7,157万5,000円を追加し、予算総額を284億8,946万6,000円といたしました。

続いて、歳出の主な内容について説明申し上げます。

人件費につきましては、退職手当組合への特別負担金の増額並びに職員の人事異動等による人件費及び特別会計への繰出金の減額を合わせて2,120万3,000円を減額いたしました。

人件費以外の歳出につきましては、総務費では、財政調整基金への積立金813万2,000円を減額いたしました。

民生費では、子育て支援システム構築事業、身体障害者更生医療費及び前年度の重度障害者医療費の確定に伴う県への返還金等として4,218万4,000円を計上いたしました。

衛生費では、スイゼンジノリが生息する黄金川の環境保全事業費及び水道事業会計への繰出金として124万4,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、宮野地区の地滑り調査委託料及び長田地区揚水ポンプ改修経費として1,870万9,000円を計上いたしました。

土木費では、市道甘木堤線道路改良工事に係る損害賠償請求事件の判決確定に伴う弁護士への訴訟委託料として200万円を計上いたしました。

教育費では、平成24年度からの繰越明許費で行っている十文字中学校及び比良松中学校校舎耐震化事業の現年予算への組みかえ経費として1億2,391万9,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、農地、林道等の災害復旧経費として1億1,285万4,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源として、国庫支出金5,207万3,000円、県支出金4,573万8,000円、地方交付税3,908万1,000円、市債1億2,788万7,000円等を計上いたしました。

次に、第92号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定において、前年度の療養給付費の確定に伴う国への返還金について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ4,446万5,000円を追加し、予算総額を83億6,838万9,000円といたしました。

また、直営診療施設勘定において、臨床検査機器購入等に伴う債務負担行為を設定するものであります。

第93号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定において、介護保険事業計画策定業務委託に伴う債務負担行為を設定し、その計画策定に係るニーズ調査の経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ151万6,000円を追加し、予算総額を56億699万4,000円といたしました。

第94号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人事異動等に伴う人件費を補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ1,789万3,000円

を減額し、予算総額を20億9,667万5,000円といたしました。

第95号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、両筑平野用水二期事業費負担金について補正するものでありまして、資本的収入及び支出におきまして、資本的支出を131万5,000円増額し、支出合計を2,456万3,000円といたしました。

第96号議案平成25年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人事異動に伴う人件費及び両筑平野用水二期事業費負担金について補正するものでありまして、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益を23万6,000円減額し、収入合計を4億7,233万2,000円といたしました。水道事業費用を880万6,000円減額し、支出合計を4億5,883万8,000円といたしました。また、資本的収入及び支出におきまして、資本的収入を22万5,000円増額し、収入合計を1億6,402万7,000円といたしまして、資本的支出を44万円増額し、支出合計を2億2,841万3,000円といたしました。

次に、第97号議案朝倉市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市水防協議会の委員の数等について規定の整備を行いたいため、この条例を制定しようとするものであります。

第98号議案朝倉市手数料条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、以下、消費税法改正法といいます、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律、以下、地方税法改正法といいます、により消費税及び地方消費税に係る税率が改定されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第99号議案朝倉市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、以下、分権第3次一括法といいます、により社会教育法の一部が改正されることに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第100号議案朝倉市甘木B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、財団法人B&G財団が公益財団法人へ移行したこと、消費税法改正法及び地方税法改正法により消費税及び地方消費税に係る税率が改定されること並びに水泳教室等を指定管理者の自主事業として実施することに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第101号議案朝倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、分権第3次一括法により地方青少年問題協議会法の一部が改正されることに伴い、青少年問題協議会の組織等について定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第102号議案朝倉市浄化槽条例及び朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、浄化槽清掃業の許可及び手数料並びに火葬場の使用料に係る規定の整理を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第103号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法等の一部を改正する法律及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されたこと並びに消費税法改正法及び地方税法改正法により消費税及び地方消費税に係る税率が改定されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第104号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅恵比須町団地が公共下水道に接続し、汚水処理施設を廃止したこと及び市営住宅林田東団地に汚水処理施設を設置することに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第105号議案第2次朝倉市健康増進計画の策定につきましては、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする第2次朝倉市健康増進計画を策定するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第106号議案財産の取得につきましては、株式会社アサモクほか22人から土地を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第107号議案財産の取得につきましては、朝倉市情報端末を取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第108号議案財産の取得につきましては、朝倉市教育用センターサーバを取得するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、富士通株式会社と随意契約を締結し、同社から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第9号議案財産の取得につきましては、朝倉市立小・中学校パソコン教室等情報端末を取得するため指名競争入札により購入の相手方を定めたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第110号議案交通事故による損害賠償につきましては、公務遂行中に加害者の過失により発生した交通事故によって被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第111号議案うきは市道路線の認定の承諾につきましては、道路法第8条第3項の規定に基づき、うきは市長がうきは市の区域を越えて本市区域の一部にうきは市道路線を認定することについて承諾するに当たり、同条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第112号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第113号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき、甘木学童保育所等の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第114号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市甘木B&G海洋センター条例第14条の規定に基づき、朝倉市甘木B&G海洋センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(井上博之君) 5ページの上から13行になりますが、議案の109号を9号というふうに申したので、109号ということにお願いします。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) ほかになければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、12月12日の本会議において行います。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。18番実藤輝夫議員。

(18番実藤輝夫君登壇)

○18番(実藤輝夫君) 今回、請願書が出されました。その中で紹介議員として皆様方にこの趣旨を説明し、御賛同をお願いしたく登壇いたしております。

請願の趣旨は、お手元に配付のとおり、消費税率引き上げに際し、新聞への軽減税率の適用を実現することということでございます。

皆様、御承知のとおり、消費税が8%から10%、順次引き上げになることが決定されま

した。しかしながら、一方、その必要性は認めながらも、経済的な厳しい状況に置かれる市民、国民の皆様に対する措置、そしてもう一方で、私たちが地方自治体、そして議会においても、1つの大きな柱として文化力というものこれからそれぞれの地域の中で根差していかなければならないという課題もあります。

請願理由の中にありますように、近代国家日本が明治維新以来進んできた中で、1つは、識字率の高さ、世界が驚愕するような識字率の高さは、教育制度の整備と同時に文化力の強さ、これは新聞、書籍を通して、私たち日本国民に植えつけられた1つの大きな宝であります。現在、「八重の桜」にありますように、徳富蘇峰を中心とした新聞、出版、そして書籍の多さは全世界に冠たるものがあります。

とりわけ、今、政府与党の中で自民党、公明党、とりわけ公明党は、この主張を強くし、出版、書籍の軽減税率の適用を求めています。

そうした中で、私たちは世界を見ますと、ノルウェー、ベルギー、デンマーク、イギリスは標準税率20%を超えておりますけどもゼロであります。

どうか皆様方も地方自治、あるいは議会として、今後この問題に対して積極的に経済的な厳しい状況に置かれております市民の皆様、そしてまた私たちが目指す文化力の低減にならないように、どうか皆様方の御賛同を心から賜る次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

(18番実藤輝夫君降壇)

○議長(手嶋源五君) 紹介議員の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月10日午前10時から行います。

本日は、これにて散会をいたします。

午前10時22分散会